

高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓に関し必要な事項を定めることにより、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 典型的とされていない性的指向を持つ者及び性自認をする者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、相互の協力により、継続的な共同生活を行っている又は行うことを約した、一方又は双方が性的少数者である2人の者の関係をいう。
- (3) ファミリーシップ パートナーシップにある者の一方又は双方の子、父母、3親等内の親族その他家族として協力している者であって市長が認める者が、そのパートナーの双方及びそれらの者と継続的な共同生活を行っている又は行うことを約したものの関係をいう。
- (4) ファミリーシップ対象者 ファミリーシップを形成する者のうち、パートナーシップにある者以外の者であって、次のアからエまでのいずれにも該当する者
 - ア パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他都市のファミリーシップ制度を含む。）にないこと。
 - イ パートナーシップにある者とのファミリーシップに同意していること。
 - ウ 15歳未満の者である場合は、当該ファミリーシップ対象者の親権者の同意を得ること。
 - エ 未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計を一にすること。
- (5) 宣誓 パートナーシップにある双方が市長に対し、パートナーシップにあること又はファミリーシップ対象者とファミリーシップにあるこ

とを誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、パートナーシップにある者であって、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していること。

(2) 住所について次のいずれかに該当すること。

ア 双方が市内に住所を有していること。

イ 一方が市内に住所を有し、かつ、他の一方が市内への転入を予定していること。

ウ 双方が市内への転入を予定していること。

(3) 双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいないこと及びパートナーシップにあることを宣誓しようとする者以外の者とパートナーシップ（他都市のパートナーシップ制度を含む。）にないこと。

(4) パートナーシップにある者同士が、民法第734条から第736条までの規定により婚姻をすることができないとされている関係にないこと。
ただし、パートナーシップにある者同士が養子縁組をしている、又はしていたことにより当該関係にある場合を除く。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップの宣誓をしようとする場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に署名し、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住民票の写し

(2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

(3) 前条第2号イ又はウに該当するときは、市内への転入を予定していることが記載された転出証明書その他その事実を確認することのできる書類

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

2 ファミリーシップの宣誓をしようとする場合（前項の規定によるパートナーシップの宣誓と同時にしようとする場合に限る。）は、前項各号に掲げる書類に加え、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) ファミリーシップ対象者が署名した宣誓書。ただし、やむを得ない事由により署名することが困難であると市長が認めるときは、市長が適当と認める方法により、署名に代えることができる。

(2) ファミリーシップ対象者とパートナーシップの宣誓をしようとする者の家族関係を証明する書類その他これに準ずる書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

3 前2項の規定により、宣誓をしようとする者は、本人であることを明らかにするため、宣誓書を提出するとき、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）

(2) 旅券

(3) 運転免許証

(4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、登録証明書等であって、本人の顔写真が貼付されたもの

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める書類

4 宣誓書は、市職員の面前において、宣誓をしようとする者の双方がそろって署名しなければならない。ただし、やむを得ない事由により自ら署名することが困難であると市長が認めるときは、宣誓をしようとする者と市職員の双方立会いの下で他の者に代筆させることができる。

5 宣誓をしようとする者は、宣誓をする日時等について事前に市長と調整するものとする。

（通称名の使用）

第5条 パートナーシップの宣誓をしようとする者は、性別違和等を理由として通称名（戸籍に記載された氏名に代えて当該氏名以外の呼称で当該氏名に代わるものとして広く通用しているものをいう。以下同じ。）を使用している場合で、市長が特に認めるときは、宣誓における氏名について、当該通称名を使用することができる。

2 前項の規定により通称名の使用を希望する場合、パートナーシップの宣誓

をしようとする者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を前条第1項の宣誓を行うとき又は第8条第1項第1号の規定により宣誓者の通称名の変更があったときに提示しなければならない。

3 ファミリーシップ対象者は、性別違和等を理由として通称名を使用している場合で、市長が特に認めるときは、宣誓における氏名について、当該通称名を使用することができる。

4 前項の規定により通称名の使用を希望する場合、宣誓者は、日常生活において当該通称名を使用していることを確認することのできる書類を、前条第2項の宣誓を行うとき若しくは第8条第1項第4号の規定によりファミリーシップ対象者の通称名の変更があったとき又は同項第7号の規定によりファミリーシップ対象者を追加するときに提示しなければならない。

（証明書の交付並びに通称名及び氏名の記載）

第6条 市長は、第4条第1項及び第2項の規定による提出のあった宣誓書、添付書類等により、パートナーシップの宣誓をした者又はパートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をした者（以下これらの者を「宣誓者」という。）が第3条各号及び第2条第1項第4号に掲げる要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓書を受領し、当該宣誓者に対し、それぞれパートナーシップ宣誓証明書（様式第2号）又はパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（様式第2号の2。以下これらを「証明書」という。）に当該宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 宣誓者及びファミリーシップ対象者が前条第1項及び第3項の規定により通称名を使用するときは、当該通称名を証明書の表面に記載し、戸籍に記載されている氏名（外国人の場合にあっては、これに準ずるもの）を証明書の裏面に記載するものとする。

（証明書の再交付）

第7条 前条第1項の規定による証明書の交付を受けた者は、当該証明書の紛失、毀損その他の事情により証明書の再交付を希望するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書（様式第3号。以下「再交付申請書」という。）により市長に対し申請をすることができる。

2 第4条第3項及び第5項の規定は、前項の規定により再交付申請書の提出をする者について準用する。

3 市長は、第1項の規定により再交付の申請があったときは、証明書を再交付するものとする。

（宣誓内容等の変更）

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するとき又は該当していることを知ったときは、速やかに、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届（様式第4号。以下「内容変更届」という。）を市長に提出しなければならない。

（1） 宣誓者の一方若しくは双方の氏名又は通称名に変更があったとき。

（2） 宣誓者の一方又は双方が転居したとき。

（3） 宣誓者の一方又は双方の電話番号に変更があったとき。

（4） ファミリーシップ対象者の氏名又は通称名に変更があったとき。

（5） ファミリーシップ対象者の住所に変更があったとき。

（6） ファミリーシップ対象者の電話番号に変更があったとき。

（7） ファミリーシップ対象者をファミリーシップに追加するとき。

（8） ファミリーシップ対象者の全部又は一部と、ファミリーシップを解消するとき。

（9） ファミリーシップ対象者が死亡したとき。

（10） ファミリーシップ対象者が第2条第1項第4号アからエまでのいずれかに該当しなくなったとき。

2 第4条第3項及び第5項の規定は、前項の規定により内容変更届の提出をする者について準用する。

3 市長は、第1項各号（第2号、第3号、第5号及び第6号を除く。）の規定により内容変更届の提出があったときは、その内容を審査し、証明書を再交付するものとする。

（証明書の返還）

第9条 証明書の交付を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届（様式第5号。以下「返還届」という。）に交付を受けた証明書を添えて、市長に提出しなければ

ばならない。ただし、第 3 号の規定に該当するときであって、パートナーシップ制度自治体間連携ネットワーク規約（令和 6 年 4 月 1 日施行。以下「規約」という。）第 4 条に規定する構成自治体（以下「構成自治体」という。）において、規約第 2 条に規定するパートナーシップ宣誓受領証（以下「構成自治体受領証」という。）の交付を受けようとする者は、当該構成自治体の定めるところにより、本市で交付を受けた証明書を提出する場合、この限りではない。

（１） 宣誓者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

（２） 宣誓者の一方が死亡したとき。

（３） 宣誓者の一方又は双方が市外に転出したとき（単身赴任その他市長が特に認める事情により転出したときを除く。）。

（４） 次条第 2 項の規定により証明書の返還を求められたとき。

（５） 一方又は双方が第 3 条第 3 号に該当しなくなったとき。

2 宣誓者の双方が死亡したときは、当該宣誓者のファミリーシップ対象者が、前項の規定により返還届に交付を受けた証明書を添えて、市長に提出しなければならない。

（宣誓の取消し）

第 10 条 市長は、宣誓者が虚偽その他不正な方法により証明書の交付を受けたとき若しくは証明書を不正に利用したことが判明したとき又は証明書を第三者に貸与又は譲渡をしたことが判明したときは、当該宣誓を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により宣誓を取り消した場合は、第 6 条の規定により交付をした証明書の返還を求めるものとする。

（宣誓に関する申立て）

第 11 条 宣誓書（内容変更届を含む。）及び証明書に氏名を記載されたファミリーシップ対象者は、市長にパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書（様式第 6 号。以下「申立書」という。）を提出することにより、証明書から当該氏名を削除するよう申立てをすることができる。この場合において、未成年の子にあっては、満 15 歳に達した日以後に当該申立てをすることができる。

- 2 第4条第3項及び第5項の規定は、前項の規定により申立書の提出をする者について準用する。この場合において、第4条第3項中「宣誓をしようとする者」とあるのは「第11条第1項の規定により申立書を提出する者」と、「宣誓書」とあるのは「申立書」と、第4条第5項中「宣誓をしようとする者」とあるのは「第11条第1項の規定により申立書を提出する者」と、「宣誓を」とあるのは「申立てを」と読み替えるものとする。
- 3 市長は、第1項の規定により申立書が提出されたときは、その内容を審査し、宣誓者及びその申立てをした者以外のファミリーシップ対象者に対し、当該ファミリーシップ対象者の氏名を削除した証明書を交付するものとする。
- 4 市長は、前項の規定により証明書を交付する場合は、第6条の規定により交付をした証明書の返還を求めるものとする。

(構成自治体間で連携を図る場合の取扱い)

第12条 構成自治体受領証の交付を受けている者であって、本市においてパートナーシップの宣誓をしようとするものは、この条に定めるところにより、第6条に定める証明書（ファミリーシップ対象者に係るものを除く。）の交付を受けることができる。

- 2 前項の規定による交付を受けようとする者（以下「転入宣誓者」という。）であって、第3条各号のいずれにも該当するものは、所定の事項を記載したパートナーシップ宣誓継続申告書（様式第7号）（以下「申告書」という。）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 連携自治体において交付を受けた規約第2条で規定する受領

(2) 住民票の写し

- 3 転入宣誓者から前項の規定による書類の提出があったときは、市長は、遅滞なく転出元である連携自治体に通知することとし、当該通知に関し当該転入宣誓者の同意が得られないときは、第1項の規定による受領証の交付は行わない。
- 4 転入宣誓者は、申告書を提出する時に、それぞれ本人であることを明らかにするため、第4条第3項に掲げる書類のいずれかを提示するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和 5 年 9 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の高松市パートナーシップの宣誓に関する要綱第 6 条第 1 項に規定する様式により交付されたパートナーシップ宣誓証明書は、改正後の高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 6 条第 1 項に規定する様式によるパートナーシップ宣誓証明書とみなす。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

年 月 日

（宛先）高松市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 4 条第 1 項又は第 2 項の規定に基づき、（☐パートナーシップ・☐パートナーシップ及びファミリーシップ）にあることを宣誓し、署名します。

【パートナーシップ宣誓者】

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ

氏 名

（戸籍上の氏名）

生年月日

住 所

【ファミリーシップ対象者】

【ファミリーシップ対象者】

フリガナ

氏 名

（戸籍上の氏名）

生年月日

住 所

戸籍上の関係

（15 歳未満の者の親権者）

（代筆者）

氏 名

住 所

※証明書発行枚数

備考

- 1 通称名の使用を希望する場合、氏名の欄に通称名を、（ ）内に戸籍上の氏名を記入してください。
- 2 パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者の欄は自署してください。やむを得ない場合は、代筆が可能です。
- 3 15 歳未満の者については、親権者の自署による同意が必要です。
- 4 ファミリーシップ対象者が 3 人以上となる場合は、宣誓書を複数枚使用してください。

(裏)

パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に当たっての確認書

私たちは、高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（以下「要綱」という。）の規定に基づくパートナーシップ・ファミリーシップの宣誓（以下「宣誓」という。）を行うに当たり、次の内容を確認した上で、宣誓をします。

また、次の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書を返還します。

要綱の規定		確認事項	該当するものに「レ」をつけてください。
パートナーシップ	第 3 条 第 1 号	宣誓当日において、双方が成年に達している。	☐ 左記に該当します。
	第 3 条 第 2 号	次の①～③のいずれかに該当すること。	
		① 双方が高松市内に住所を有している。	☐ ①に該当します。
		② 一方が高松市内に住所を有し、かつ、他の一方が高松市内へ転入を予定している。	☐ ②に該当します。 氏名（ ） 予定日（ 月 日 ）
		③ 双方が高松市内への転入を予定している。	☐ ③に該当します。 氏名（ ） 予定日（ 月 日 ） 氏名（ ） 予定日（ 月 日 ）
	第 3 条 第 3 号	双方に配偶者（事実上の婚姻関係にある者を含む。）がいない及び宣誓をしようとする者以外の者とパートナーシップ（他都市のパートナーシップ制度を含む。）にない。	☐ 左記に該当します。
ファミリーシップ	第 3 条 第 4 号	双方の関係が婚姻をすることができないとされている関係にないこと。ただし、養子縁組をしている場合を除く。	☐ 左記に該当します。
	第 2 条 第 4 号 ア	パートナーシップにある者以外の者とファミリーシップ（他都市のファミリーシップ制度を含む。）の関係にない。	☐ 左記に該当します。
	第 2 条 第 4 号 イ～エ	ファミリーシップ対象者がファミリーシップに同意している。 15歳未満の者である場合は、宣誓書において、親権者の自署による同意を得ている。 未成年者である場合は、パートナーシップにある者の一方又は双方と生計が同一である。	☐ 左記に該当します。
その他		利用できる行政サービスの担当課その他市長が必要と認める者から、宣誓の有無などについて問合せがあった場合は、情報提供をさせていただく場合があります。	☐ 左記について同意します。

様式第 2 号（第 6 条関係）

（表）

パートナーシップ宣誓証明書

高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をされたことを証します。

様

様

第

号

年

月

日

高松市長

印

（裏）

高松市は、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指しています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、お二人が人生のパートナーとして、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

特記事項

- 備考
- 1

特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日等を記載する。
- 2

通称名を使用した場合は、特記事項欄に戸籍上の氏名を記載する。

様式第2号の2（第6条関係）

（表）

パートナーシップ・ファミリーシップ
宣誓証明書

高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱の規定に基づき、パートナーシップ及びファミリーシップの宣誓をされたことを証します。

【パートナーシップ宣誓者（第 号）】

_____ 様 _____ 様

【ファミリーシップ対象者】

_____ 様 _____ 様

年 月 日 高松市長

印

（裏）

高松市は、誰もが互いに人権を尊重し、多様性を認め合う共生社会の実現を目指しています。

この証明書により法律上の効果が生じるものではありませんが、皆様が人生のパートナー及び家族として、いきいきと輝き、活躍されることを期待しています。

この証明書の提示を受けた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いします。

特記事項

- 備考 1 特記事項欄には、再交付した場合の交付年月日等を記載する。
- 2 通称名を使用した場合は、特記事項欄に戸籍上の氏名を記載する。
- 3 ファミリーシップ対象者が3人以上となる場合は、交付番号に枝番号を付与し、人数に応じて、それぞれ複数枚交付する。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書再交付申請書

年 月 日付けで交付を受けたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書について、次の理由により再交付を受けたいので、高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第7条第1項の規定により、申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

- （１）紛失
（２）毀損
（３）その他（ ）

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ

氏 名

（戸籍上の氏名）

生年月日

住 所

（代筆者）

氏 名

住 所

備考

通称名を使用した証明書の交付を受けていた場合、氏名の欄に通称名を、
（ ）内に戸籍上の氏名を記入してください。

【添付書類】

- ・パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（毀損の場合）

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓内容変更届

宣誓者 氏 名
住 所
電話番号

下記のとおり変更があったので、高松市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する要綱第8条第1項の規定により届けます。

交付番号	第 号	宣誓年月日	年 月 日
変更理由			
変更内容	変更前	変更後	
対象者 ファミリー・シップ 宣誓者 パートナーシップ	氏 名 (戸籍上の氏名)	()	()
	住 所		
	電 話 番 号		

【ファミリーシップ対象者の追加・解消】

変更理由			
対象者名	(親権者氏名：)		
生 年 月 日		戸籍上の関係	
住 所	(親権者住所：)		
電 話 番 号			

【パートナーシップ宣誓者】

フリ ガナ
氏 名 _____
(戸籍上の氏名) () ()

備考

- 1 通称名の使用を希望し、又は使用している場合、氏名の欄に通称名を、()に戸籍上の氏名を記入してください。
- 2 ファミリーシップ対象者の追加・解消をする場合、パートナーシップ宣誓者及びファミリーシップ対象者の欄は、自署してください。
- 3 15歳未満の者を追加する場合は、親権者の自署による同意が必要です。

【添付書類】

・現在交付している証明書（全通）（住所及び電話番号の変更をする場合を除く。）

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

（宛先）高松市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書返還届

年 月 日付けで交付を受けたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書（以下「証明書」という。）について、高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱（以下「要綱」という。）第9条第1項の規定により、返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

- （1） パートナーシップの解消
- （2） 死亡
- （3） 高松市からの転出
- （4） 要綱第10条第2項の規定により証明書の返還を求められたため

【パートナーシップ宣誓者】

フリガナ

氏 名 _____

（戸籍上の氏名） (_____) (_____)

生年月日 _____ 年 月 日 (_____ 歳) _____ 年 月 日 (_____ 歳)

住 所 _____

（代筆者）

氏 名 _____

住 所 _____

備考

通称名を使用した証明書の交付を受けていた場合、氏名の欄に通称名を、
（ ）内に戸籍上の氏名を記入してください。

【添付書類】

- ・現在交付している証明書（全通）

年 月 日

（宛先）高松市長

申立人 氏 名
住 所
電話番号
生年月日 年 月 日生（ 歳）

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に関する申立書

高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 1 1 条第 1 項の規定により、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書から私の氏名を削除するよう申し立てます。

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓の宣誓者に関する確認事項

宣 誓 者 の 氏 名	()	()
宣 誓 者 の 住 所		
宣誓者の連絡先		

※パートナーシップ宣誓者双方の氏名、住所及び連絡先を記入してください。

備考

通称名を使用した証明書の交付を受けていた場合、氏名の欄に通称名を、
()内に戸籍上の氏名を記入してください。

【添付書類】

- ・ 申立人に交付されたパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓証明書

（宛先）高松市長

パートナーシップ宣誓継続申告書

高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 1 2 条第 2 項の規定により、証明書の継続を申告します。

併せて、この申告書に記載した事項について、住所地変更前の連携自治体に通知することと同意します。

	パートナーシップ宣誓者	
フリガナ 氏名		
戸籍上の氏名		
生年月日	年 月 日（ 歳）	年 月 日（ 歳）
旧住所		
新住所		
	☐ 転入済 ☐ 転入予定	☐ 転入済 ☐ 転入予定
	（転入予定日： ）	（転入予定日： ）
電話番号		
確認事項	☐ 高松市パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓に関する要綱第 2 条第 2 号（パートナーシップの定義）、第 3 条各号（宣誓の要件）に該当します。	

備考

- 1 通称名の使用を希望する場合、氏名の欄に通称名を記入してください。
- 2 ファミリーシップ対象者の追加を希望する場合は、別途、内容変更届（様式第 4 号）を提出してください。